(二)	構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の二級又はハードボードのうち厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	ＣＮ五〇 ＣＮＺ五〇 ＢＮ五〇	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	二・五
(三)	構造用せっこうボードＡ種（ＪＩＳ　Ａ六九〇一（せっこうボード製品）—二〇〇五に規定する構造用せっこうボードＡ種をいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	ＧＮＦ四〇 ＳＦ四五 ＷＳＮ ＤＴＳＮ	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	一・七
(四)	構造用せっこうボードＢ種（ＪＩＳ　Ａ六九〇一（せっこうボード製品）—二〇〇五に規定する構造用せっこうボードＢ種をいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	ＧＮＦ四〇 ＳＦ四五 ＷＳＮ ＤＴＳＮ	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	一・五
(五)	フレキシブル板（ＪＩＳ　Ａ五四三〇（繊維強化セメント板）—二〇〇一に規定するフレキシブル板をいう。以下同じ。）のうち厚さ六ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	ＧＮＦ四〇 ＳＦ四五	—	壁材の外周部分は十五センチメートル以下、その他の部分は三十センチメートル以下	一・五
(六)	強化せっこうボード（ＪＩＳ　Ａ六九〇一（せっこうボード製品）—二〇〇五に規定する強化せっこうボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	ＧＮＦ四〇 ＳＦ四五 ＷＳＮ ＤＴＳＮ	—	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の	一・三

(二)	構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の二級又はハードボードのうち厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のものを片側全面に打ち付けた耐力壁			二・五
(三)	構造用せっこうボードＡ種（ＪＩＳ　Ａ六九〇一（せっこうボード製品）—二〇〇五に規定する構造用せっこうボードＡ種をいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁			一・七
(四)	構造用せっこうボードＢ種（ＪＩＳ　Ａ六九〇一（せっこうボード製品）—二〇〇五に規定する構造用せっこうボードＡ種をいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はフレキシブル板（ＪＩＳ　Ａ五四三〇（繊維強化セメント板）—二〇〇一に規定するフレキシブル板をいう。以下同じ。）のうち厚さ六ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁			一・五
(五)	強化せっこうボード（ＪＩＳ　Ａ六九〇一（せっこうボード製品）—二〇〇五に規定する強化せっこうボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	（新設）		一・三